

資本論

第13章 機械装置と大工業

山口あずさ

第1節 機械装置の発達

- 機械装置

⇒商品を低廉にする

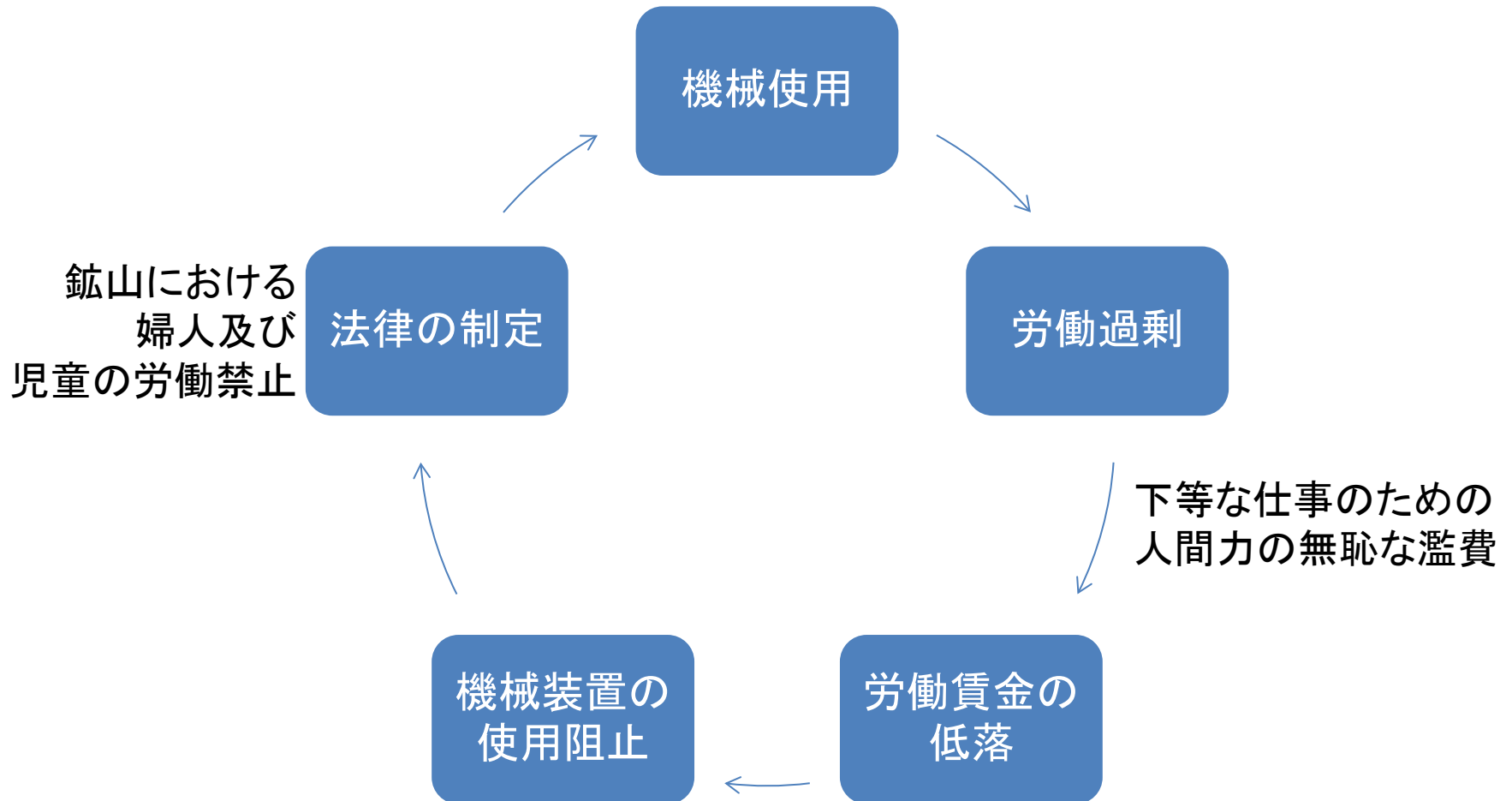
⇒労働者が自分自身のために必要とする労働日の短縮(資本家に無償で与える他の労働日部分を延長)

※高貴な怠け者の数を増加させた



剰余価値の生産のための手段

第2節 生産物にたいする機械装置の 価値移転



第3節 機械経営が労働者に及ぼす 第一次的影響

労働価値

労働者家族
の生存維持

機械装置

家族全員が
労働市場へ

搾取の拡大

労働力価値
の引下げ

機械装置は筋力のない労働者(女性)、
または発達が未熟ではあるが四肢の
柔軟性に富む労働者(児童)を使用す
るための手段

第4節 工場

機械

- 労働者を労働から解放するのではなく、彼の労働を内容から解放する

労働条件

- 労働者が労働条件を使用するのではなく、逆に労働条件が労働者を使用する

資本主義的生産

- 労働過程であるのみでなく、資本の価値増殖過程

労働者の熟練

- 機械体系において物体化され、一些事として消え失せる。(低級な熟練労働)

豊富な労働力

- きわめて経験の浅い者を簡単に訓練するだけで、短期間に豊富に供給されうる

第5節 労働者と機械との闘争

労働手段

労働者の競争者

機械による資本の
自己増殖

機械によって生存
条件を破壊される
労働者数に正比例

労働者

通用しなくなった紙
幣のように売れな
いものとなる。

第6節 機械装置によって駆逐された労働者にかんする補償説

機械の製作が就業させる労働者

<

機械の使用が駆逐する労働者

機械装置が労働者を
購買者から非購買者に転嫁

商品に対する
需要を減少

商品の市場
価格の低落

労働者の移住

※他からの需要が
増加しない場合

生活必需品を
生産していた
資本の一部

他の形態で
再生産

機械装置は労働者を遊離させることによって、同時にこの生活手段を、労働者を使用するための資本に転化する。

第6節 機械装置によって駆逐された労働者にかんする補償説

機械の制作が
就業させる労働者

<

機械の使用が
駆逐する労働者

一産業部門から投げ出された労働者

新たな追加資本
投資を求める

※分業によって奇形化され、低級な、したがってつねに溢れていて賃金の低いわずかな労働部門にしか入れない労働者

他の部門における職

機械装置

- ・それ自体
- ・資本主義的使用

労働時間の短縮

労働を軽減

自然力に対する人間の勝利

生産者の富を増す

労働日の延長

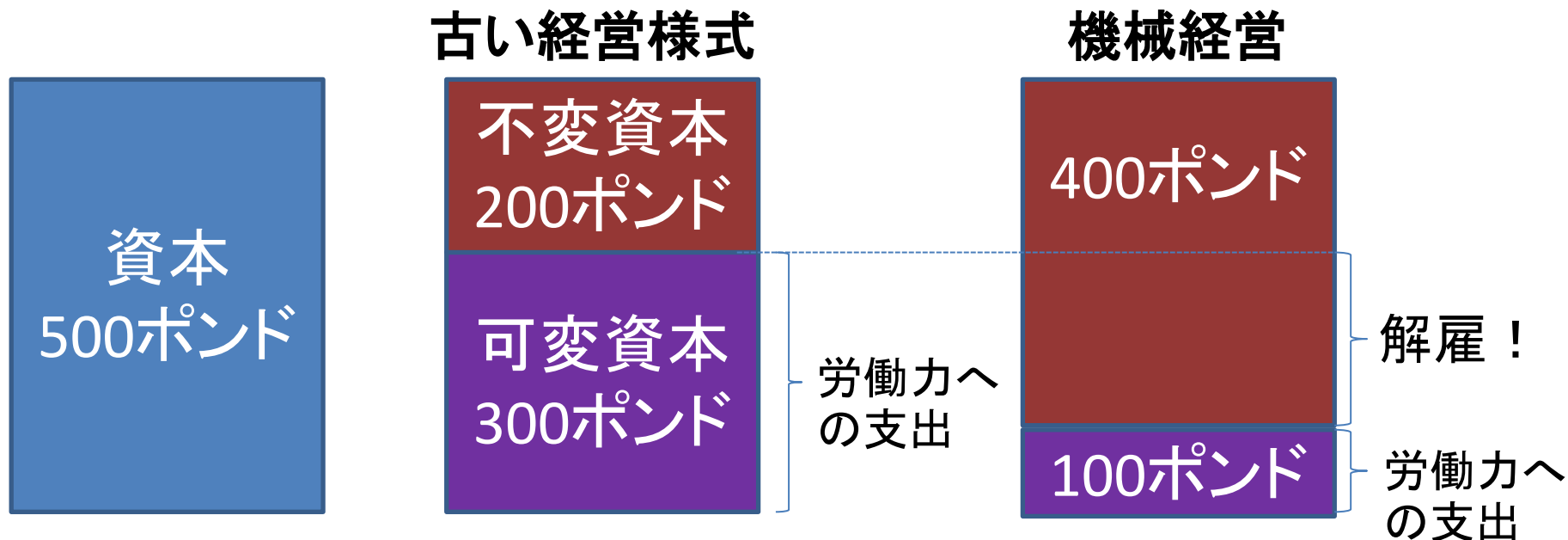
労働日の強度化

人間を圧迫

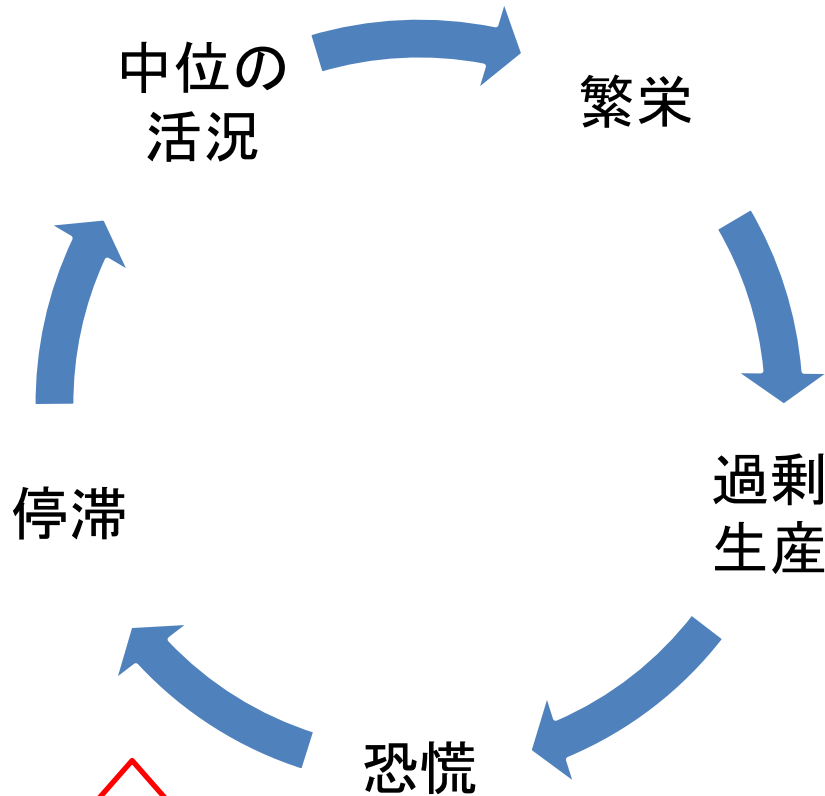
生産者を貧民化

第7節 機械経営の発達にともなう労働者の反撥と牽引。綿業恐慌

- 機械制の進歩とともに、機械装置、原料等から成る不変資本部分は増加するが、労働力に支出される可変資本部分は減少する。



第7節 機械経営の発達にともなう労働者の反撥と牽引。綿業恐慌



- 工場制度の巨大な飛躍的な拡張可能性と、その世界市場への依存性とは、必然的に熱病的な生産と、それにつづく市場の過充とを産み出し、市場の収縮とともにマヒ状態が現れる。

労働力に代わる改良された機械装置
新たな生産方法の使用における競争

労働力の価値以下に労働賃金を強
圧的に引き下げることによって、商品
を低廉にする努力の行われる一点が、
各時期に必ず現れる

資本家の
激烈な
闘争

恐慌

・生産物の低廉さ

停滞

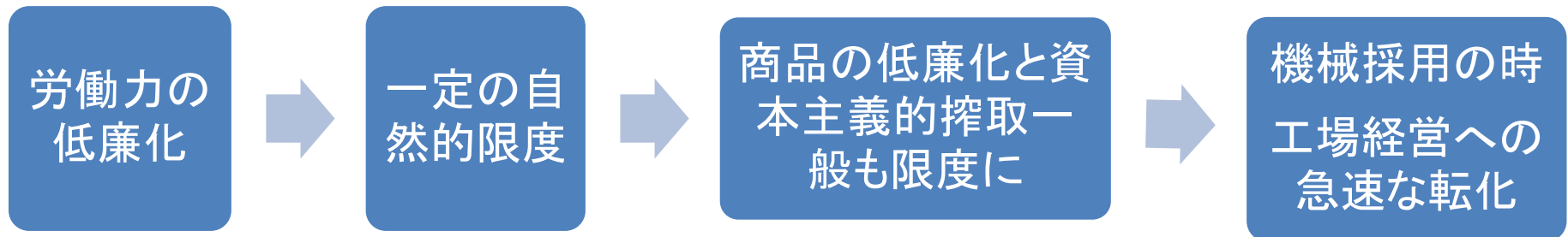
中位の
活況

繁栄

過剰
生産

第8節 大工業による工場手工業、手工業、家内労働の革命

- 廉価な未成熟労働力の搾取は、近代的工場手工業においては、本来の工場におけるよりも、さらにあつかましくなる。



第9節 工場立法（保険・教育条項）。

イギリスにおけるその一般化

- 資本主義的生産様式にたいしては、もっとも簡単な清潔保健設備さえも、国家の強制法律によって命ぜられなければならない。
- 男女の児童は他の何びとに対してよりも、その親にたいして保護される必要がある
 - ※資本主義的搾取様式が、親権に適応する経済的基礎を廃棄することによって、その濫用に至らしめた。

第10節 大工業と農業

- 資本主義的農業のすべての進歩
 - ⇒労働者から略奪する技術の進歩
 - ⇒土地から掠奪する技術の進歩
- 資本主義的生産
 - ⇒あらゆる富の源泉である土地と労働者を滅ぼすことによつてのみ、社会的生産過程の技術と結合とを發展させる。